

売買取引の条件の公表

2021年6月
中部水産株式会社

※下記文中、関係法令等は次の通り略称を使用しています。

卸売市場法…法、卸売市場法施行令…政令、卸売市場法施行規則…省令、
名古屋市中心卸売市場業務条例…条例、名古屋市中心卸売市場業務条例施行細則…規則、
名古屋市中心卸売市場本場…本場

条例第19条第4号及び規則第15条の規定により、下記の通り売買取引条件を公表します。

一. 営業日及び営業時間

営業日は、本場水産物部の開場日(規則で定める休場日以外)とする。

(当社ホームページに掲載)

営業時間は、8時30分から16時30分とする。(事務部門)

卸売に関する営業時間は各営業部門にお問い合わせください。

二. 取扱品目

生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定める加工食料品。

三. 生鮮食料品等の引渡しの方法

(受託販売)

本場内卸売場又は規則で定める市場外保管場所で引渡しを行う。

(買付販売)

個別に協議の上決定する。

四. 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

(受託販売)

委託手数料 100分の5.5

通信費、運送料、売買仕切金送料、保管料、調整費、その他当社が立て替えた費用は委託者の負担とする。

(買付販売)

個別に協議の上決定する。

五. 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法

(受託販売)

売買仕切金の支払いは、できるだけ早期に振込により行う。ただし、別途双方の合意により支払い条件の取り決めをした場合は、その取り決めに従う。

(買付販売)

個別に協議の上決定する。

六. 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭がある場合には、その種類、内容及びその額

出荷奨励金(当該市場における取扱品目の安定供給の確保を図るため出荷者に対して交付する奨励金)

販売金額の12/1,000以内

完納奨励金(卸売代金の早期の完納を奨励するため、仲卸業者に対して交付する奨励金)

販売金額の5.5/1,000以内